

2016年度 通常総会 議案書

2016年6月21日 / 岡山県民主会館

1. 開会あいさつ
2. 議長選出
3. 議事録署名人について
4. 会長あいさつ
5. 議事
 - 第1号議案 2015年度事業活動報告
 - 第2号議案 2015年度決算、監査報告
 - 第3号議案 2016年度事業計画
 - 第4号議案 2016年度予算案
6. 討論・質疑・採択
7. 閉会あいさつ

みんなの家ななくさ 700-0056 岡山市北区西崎本町1-7 電話086-253-8988
みんなの家だんだん 700-0056 岡山市北区西崎本町1-10 電話086-250-9927
みんなの家かるがも 702-8026 岡山市南区浦安本町158 電話086-265-1165

本部事務所 700-0054 岡山市北区下伊福西町1-53 電話086-254-9555
本部事務所② 700-0056 岡山市北区西崎本町1-10 電話086-250-9904
Fax086-250-9906 (だんだん併用)

第1号議案 2015年度事業活動報告

2001年12月15日、特定非営利活動法人地域人権みんなの会は、個人会員20名と団体賛助会員3団体で結成総会を開催しました。岡山県の審査を受けたのちの2002年4月16日に認証を受け、5月1日に法務局への登記を完了して正式に発足しました。

2002年6月に岡山県民主会館の一階に事務所を開設しました。2006年7月1日に地域密着型施設としての小規模多機能型居宅介護事業所「みんなの家 ななくさ」を岡山市北区西崎本町に開設しました。2010年4月1日には、南区浦安本町に小規模多機能ホーム「みんなの家かるがも」を開設しました。2013年7月1日には「みんなの家ななくさ」のサテライトとして「みんなの家だんだん」を、「みんなの家ななくさ」の一軒隣り、北区西崎本町に開設することができました。9月には、法人の事務を行う事務所もこの館の2階に開設しました。

2016年7月に、みんなの家ななくさは10周年を迎えます。6月18日には記念の感謝のつどいを開催し利用者さんご家族、そしてスタッフの皆さん、開設時から支援して下さった方々、運営を通じて新たに広がった関係者の皆さんなど90人が参加してくれました。この日、10周年誌も発行しました。

「人権を考える学習集会」は法人の設立以降、「精神障害者のおかれている現状と課題」、「ハンセン病問題学習会&映画『風の舞』上映」、「いじめ問題シンポジウム」、「認知症の人の人権と介護の視点」など毎年開催してきました。今年度は、2015年12月5日に、終末期におけるその人の人生を最期まで支えていく、そのための医療・介護の在り方などを学習しました。

2011年3月11日の東日本大震、2016年4月14日の熊本地震の災被災者への救援、地域復興のために募金などにも取り組んできました。

1、会員現勢について

2016年6月1日現在、個人会員55名、団体会員6団体となりました。

2、理事会の開催について

理事会は、4回開催しました。

第1回理事会	2015年06月11日	岡山県民主会館
第2回理事会	2015年10月29日	同 上
第3回理事会	2016年04月21日	同 上
第4回理事会	2016年06月08日	同 上

3、小規模多機能型居宅介護事業所のとりくみ

みんなの家ななくさはこの6月18日に10周年記念感謝のつどいを開催しました。

2015年度途中から、3つの事業所の運営にかかわって、管理者会議を第1月曜日に開催することにしました。そして、みんなの家ななくさ、だんだんは合同で、みんなの家かるがもは独自で、毎月事務局会議を開催してきました。また、事業所スタッフ会議は3つの事業所それぞれで毎月開催してきました。

(1)利用実態推移表(2015年4月1日から2016年3月末)

※ ななくさ (登録上限29名)

年月	15.4	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	15.1	2月	3月
介護	19	21	22	22	21	22	23	22	23	23	21	21
予防	4	4	5	5	5	5	6	6	6	6	7	5
計	23	25	27	27	26	27	29	28	29	29	28	26
介護度	57.625	61.625	67.375	68	65	68	72.375	67.375	65.375	65.375	60.375	58.875

年間のべ 324人、年間介護度数合計 777 平均介護度 2.4

・新規利用者 11名 ・利用中止者 6名

※ かるがも (登録上限25名)

年/月	15.4	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	15.1	2月	3月
介護	19	19	19	18	17	15	14	14	16	16	15	14
予防	4	4	4	4	4	5	3	3	3	4	5	6
計	23	23	23	22	21	20	17	17	19	20	20	20
介護度	32.6	32.6	34.6	32.6	30.6	30.4	23.9	23.9	30.9	32.6	32.0	30.4

年間のべ 245人、年間介護度数合計 367.12 平均介護度 1.5

・新規利用者 9名 ・利用中止者 12名

※ だんだん (登録上限18名)

年/月	15.4	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	15.1	2月	3月
介護	15	15	14	15	16	15	15	15	14	13	15	14
予防	2	1	1	1	2	3	3	3	3	3	3	4
計	17	16	15	16	18	18	18	18	17	16	18	18
介護度	33.125	34.75	29.75	32	36.125	37.125	39.125	39.125	38.125	35.125	39.125	36.875

年間のべ204人、年間介護度数合計 430.375 平均介護度 2.1

・新規利用者 8名 ・利用中止者 7名

(2) 収入額 2015年4月から2016年3月

(千円)

	ななくさ	かるがも	だんだん	小計
利用者の利用料負担	438,4	2,610	2,852	9,847 (前年比 127.8%)
国保連・介護給付費	64,803	36,116	34,308	135,228 (112.6%)
食事代・宿泊代	7,405	2,905	3,471	13,782 (115.4%)
合計	<u>76,594</u> 115.2%	<u>41,631</u> 103.6%	<u>40,632</u> 123.2%	<u>158,858</u> 前年比 113.7%

2015年度からの介護報酬改定は、小規模多機能でも基本額はそれ以前より低く抑えられました。新たにつくられたマネジメント加算、訪問体制強化加算、そして処遇改善加算の1.8倍化があつて、全体の収入が確保されました。また、ななくさが25名定員を29名まで引き上げてその上限数近くまで利用者さんがおられたことも、今年度の結果に結びついています。

(3) 利用者一覧 (2016年3月1日・現在)

※ ななくさ

	利用者数	介護者 65歳以上	独居	認知症	独居かつ認知症	自己所有住宅	減額対象	後見人
要支援Ⅰ・Ⅱ	5		5			2	3	
要介護Ⅰ	5		5	1	1	2	4	
要介護Ⅱ	4	2	2	2	2	2	2	
要介護Ⅲ	7	2	5	4	2	3	6	1
要介護Ⅳ	3		3	1	1	1	2	1
要介護Ⅴ	2	1	1	2	1	1	1	
合計	26	5	21	10	7	11	18	2

※ かるがも

	利用者数	介護者 65 歳以上	独居	認知症	独居かつ 認知症	自己所有住 宅	減額 対象	後見人
要支援Ⅰ・Ⅱ	5	0	4	1	1	1	1	1
要介護Ⅰ	9	1	7	6	5	7	3	1
要介護Ⅱ	2	0	2	2	2	1	1	1
要介護Ⅲ								
要介護Ⅳ	1	1		1			1	
要介護Ⅴ	2			2		1	1	
合計	19	2	13	12	8	10	7	3

※ だんだん

	利用者数	介護者 65 歳以上	独居	認知症	独居かつ 認知症	自己所有住 宅	減額 対象	後見人
要支援Ⅰ・Ⅱ	4	1	3			1	3	
要介護Ⅰ	4		2	2	1	2	1	
要介護Ⅱ	4	2	2	2	1	3	2	
要介護Ⅲ	2	1	1	2	1	2		
要介護Ⅳ	2	1	1			1	2	
要介護Ⅴ	2		2	1	1		2	
合計	18	5	11	7	4	9	10	

※ 合計

	利用者数	介護者 65 歳以上	独居	認知症	独居かつ 認知症	自己所有住 宅	減額 対象	後見人
要支援Ⅰ・Ⅱ	14	1	12	1	1	4	7	1
要介護Ⅰ	18	1	14	9	7	11	8	1
要介護Ⅱ	10	4	6	6	5	6	5	1
要介護Ⅲ	9	3	6	6	3	5	6	1
要介護Ⅳ	6	2	4	2	1	2	5	1
要介護Ⅴ	6	1	3	5	2	2	4	
合計	63	12	45	29	19	30	35	5

減額対象は、市民税非課税の世帯の利用者さん、としています。かるがもの36%と比較してななくさ71%、だんだん55%とその率が高いのが特徴です。一人暮らしの人の率は71%と全体として高く、その中でもななくさは80%を越えています。かるがもは、認知症でかつ独居の方の比率が42%と高くなっています。現状からの課題として、住宅確保、看取り、病院や訪問看護ステーションとの連携などがあげられます。

4、学習会

(1) 最期までその人らしく生きる支えを考える・学習会

2015年12月5日、岡山市勤労者福祉センターにおいて「2015年度あなたとともに考える人権学習集会」を開催しました。学習集会には、岡山市内から介護事業所で働く方をはじめ62人が参加しました。

終末期の在り方が社会的な課題となる中で、介護事業所を拠り所にする人々の思いを受け止めながら、医療との連携などネットワークづくりを通じて「高齢となり人生の終末期を迎えた方々にどう寄りそうか、最期まで自分らしくありたいと願う気持ちにどう応えるか、みんなで考えたい」という企画でした。

講演は、「訪問看護ステーション・晴」代表の赤瀬佳代さんが、「最期までその人らしく生きる支えを考える」と題してプロジェクターを使って豊富な図式や考え方について説明しました。

赤瀬さんは、看護師として働きながら「患者の望む視点を軸に医療と生活、両方の視点をもった身近な看護師がいれば、もっと在宅でケアできるのでは」と「まちの看護師」になる決意を固め今の訪問看護ステーションを立ち

上げ、仲間と一緒に「最期までその人らしくいてほしい。そのためにも病院と在宅が連携して患者さんに寄り添うことがもっとも大切」だと講演を結びました。

事例報告は、みんなの家ななくさの住宅さん、グループホーム福浜の長野さんから介護現場の現状や利用されている方々のニーズにできるだけ応えて行くことを心がけていることや看取り体験などがリアルに報告されました。

5、会報「NPO・地域人権だより」の発行について

2015年度の会報は、2回発行しました。印刷部数は毎回100部です。

第44号、2015年11月30日発行

第45号、2016年05月08日発行

2014年12月6日には号外を発行しました。

6、その他

岡山県地域人権問題研究集会実行委員会に加入し、分科会で、みんなの家かるがもの皆さんが、事業所の実態から見える高齢者の実情などを報告しました。障害者が65歳になると支援法でなく介護保険を優先させる行政行為は憲法違反であると闘っている「浅田達雄さんを支援する会」のとりくみに力を注いでいます。

2015年12月には、第4次岡山県人権政策推進指針（素案）へのパブリックコメントを提出しました（資料1）。また、2016年3月には、軽度者外しの介護保険見直しにかかわり、岡山市へのパブリックコメントも提出しました。

第2号議案 2015年度決算、監査報告

2015年度特定非営利活動に係る事業会計収支計算書

2015年 4月 1日 から 2016年 3月31日まで

特定非営利活動法人

地域人権みんなの会

科 目	金 額 (単位:円)		備 考
I 収入の部			
1 財産運用収入		0	
2 会費収入			
・正会員会費	120,400		3000×32人、1200×20、400×1
・団体賛助会費	72,000	192,400	12000円×6口
3 事業収入			
・人権問題講演会	18,000		
・ホームヘルパー養成講座	0		
・小規模多機能型居宅介護事業所事業	158,975,878	158,993,878	
4 寄付金収入	2,000,000	2,000,000	人権岡山200万円
5 雑収入	2,243,328	2,243,328	事業所福川関係助成金など
6 事業補助金	142,054	142,054	岡山市91
当期収入合計(A)		163,571,660	
前期繰越収支差額	20,553,473	20,553,473	
収入合計(B)		184,125,133	
II 支出の部			
1 事業費			
・学習研修費	284,904		
・研究調査費	11,000		
・人権問題相談会	0		
・機関紙発行費	12,300		
・事業開設費			
・小規模多機能型居宅介護事業所事業	151,655,524	151,963,728	
2 管理費			
・役員報酬	0		
・退職金	0		
・臨時雇賃金	0		
・福利厚生費	0		
・会議費	57,067		
・旅費交通費	271,500		
・通信運搬費	73,243		
・消耗品費	0		
・印刷製本費	0		
・光熱水道費			
・賃借料			
・保険料			
・租税公課	2,610,500		
・雑費	20,340	3,032,650	
3 予備費	0		
当期支出合計(C)		154,996,378	
当期収支差額(A)-(C)		8,575,282	
次期繰越収支差額(B)-(C)		29,128,755	

2015年度特定非営利活動に係る事業会計貸借対照表

2016年 3月 31日現在

特定非営利活動法人
地域人権みんなの会

科 目	金 額		
I 資産の部			
1 流動資産			
現金預金			
現金 手許有高	877,177		
普通預金 (中国銀行など9通)	17,846,908		
未収入金	24,325,386		
前払費用	356,400		
仮払い金	0		
流動資産合計		43,405,871	
2 固定資産			
無形固定資産・ソフトウェア	1,094,670		
建物	29,019,228		
工具・器具・備品	526,530		
リース資産	5,146,414		
構築物	597,760		
基金 (林協同基金)	100,000		
敷金 (住宅氏)	1,000,000		
投資その他の資金	4,893,956		
固定資産合計		42,378,558	
資産合計			85,784,429
II 負債の部			
1 流動負債			
未払い金	14,662,904		
預かり金	863,370		
仮受金	18,900		
未払い法人税など	2,610,500		
借入金(民主教育、人権岡山)	38,500,000		
流動負債合計		56,655,674	
2 固定負債			
固定負債合計		0	
負債合計			56,655,674
III 正味財産の部			
前期繰越正味財産		20,553,473	
当期正味財産増加額(減少額)		8,575,282	
正味財産合計			29,128,755
負債及び正味財産合計			85,784,429

2015年度特定非営利活動に係る事業会計財産目録

2016年 3月 31日現在

特定非営利活動法人
地域人権みんなの会

科 目	金 額			
I 資産の部				
1 流動資産				
現金預金			本部・中銀1	511547
現金 手許有高	877,177		本部・中銀2	1710289
普通預金（中国銀行など9通）	17,846,908		ななくさ中銀	7939250
未収入金	24,325,386		ななくさ信金	9834
前払費用	356,400		ななくさ郵貯	10039
仮払金	0		かるがも郵貯	294372
流動資産合計	43,405,871	43,405,871	かるがも中銀	3813946
2 固定資産			かるがも定期	507000
無形固定資産・ソフトウェア	1,094,670		だんだん中銀	2876491
建物	29,019,228		本部・郵便	174140
リース資産	5,146,414			
構築物	597,760			
工具・器具・備品	526,530			
基金（林協同基金）	100,000			
敷金（住宅氏）	1,000,000			
	37,484,602	37,484,602		
投資その他の資金	4,893,956	4,893,956		
固定資産合計		42,378,558		
資産合計			85,784,429	
II 負債の部				
1 流動負債				
未払い金	14,662,904			
預かり金	863,370			
仮受金	18,900			
未払い法人税など	2,610,500		県人権連	8500000
借入金（民主教育、人権岡山）	38,500,000		財・民主教育1	4000000
流動負債合計		56,655,674	財・民主教育2	10000000
2 固定負債			財・民主教育3	3000000
固定負債合計		0	人権岡山	6000000
負債合計			個人	7000000
III 正味財産の部				
前期繰越正味財産		20,553,473		
当期正味財産増加額(減少額)		8,575,282		
正味財産合計				
負債及び正味財産合計			29,128,755	
			85,784,429	

監 査 所 見

- ・ 日 時 2016年6月7日
- ・ 場 所 岡山県民主会館
- ・ 期 間 2015年4月1日～2016年3月31日
- ・ 立 会 特定非営利活動法人「地域人権みんなの会」
会 長 中 島 純 男
会計担当 村 上 雅 彦

特定非営利活動法人「地域人権みんなの会」2015年度の会計監査を6月7日に民主会館で執行しました。現金、預金通帳、現金出納帳、領収証を監査、点検した結果、諸事正確であったことを証します。

【監査所見】 近年、高齢者の生活と権利が脅かされつつあります。地域に根ざしたNPO みんなの会の活動と、経営理念・利用者の願いに沿った介護事業所の健全経営といっそうの発展につながる財政活動が求められています。所期の目的の達成に向けて、会員・職員の団結と奮闘に期待します。

2016年6月7日

会長 中 島 純 男 殿

特定非営利活動法人「地域人権みんなの会」

監 事 藤澤未博 

監 事 福木 実 

2016年度の活動は以下を重点においてとりくみます。

1、NPOみんなの会の組織活動の広がりをめざす活動の強化を

定款に挙げている各事業を推進していくためにも、理事会と事務局、そして会員さんの連携した活動の発展をめざします。理事会で以下の課題を追求していきます。課題ごとに、理事以外の会員さんたちにも協力をいただきます。

①法人組織の在り方を検討し具体化する

ア、NPO法人としての機能強化

イ、将来検討と人的配置（安心して働ける法人）

②事業活動の安定・強化をはかるとりくみ

ア、小規模多機能事業所の安定的運営

イ、高齢者住宅を兼ねた施設の検討

ウ、納骨堂の設置など身寄りのない方の死後対応の検討

③社会福祉の向上をめざすとりくみ

ア、浅田訴訟

イ、子育て支援

ウ、成年後見制度の活用支援

エ、生存権裁判、年金引下げ違憲裁判

2、「ななくさ」「かるがも」「だんだん」活動の安定と強化を

(1)「みんなの家ななくさ」のとりくみ

2006年7月に開設しました。今年の7月1日に10周年を迎えます。

2012年4月から、ななくさのすぐ前のアパートに利用者さんが入居され、現在では5室に6人の方が暮らされています。独居、在宅の生活支援と介護を小規模多機能型居宅介護事業所が、その方の最後の人生までもに過ごせたらという決意のもとでの取り組みとなっています。

利用者さんは石井中学校区に在住の方たちが中心です。在宅支援事業所、病院関係者などからの紹介、地域人権運動の地域組織、生活と健康を守る会などからも利用につながる相談もよせられ、事業所と地域社会を結ぶひとつのパイプになっています。

ななくさはだんだんと共同で運営推進会議を設置しています。運営推進会議には、小・中学校長、町内会長、民生委員、利用者の家族、地域包括支援センター、公民館スタッフ、他の小規模多機能施設の管理者さんなどが参画していただいています。この方たちの力も発揮していただいて、地域密着型の施設として発展させていきます。家族会も利用者・家族の意見、要望を取り入れる重要な機会と位置付けて積極的に開催します。

また、公民館活動の「つながり隊」活動にも積極的に参加して地域により溶け込む努力をします。介護・福祉にかかわる相談活動も積極的に展開し、協同の場、ネットワークづくりをめざします。

職員間で合意された今年度目標は、①理念に基づいて実践できる体制作りをめざす、②職員間の連携とチームの介護確立、③介護技術の向上、認知症に対する理解を深め、介護の質の向上をめざす、④地域とのかかわりを強め交流を深める、⑤防災の対応を的確に確立させる、などです。

これらの実践と、スタッフ一人ひとりの資質を高める努力が利用者さんと家族への信頼の構築となり、福

社を中心に地域住民から頼られる存在になります。そのことがみんなのものになるように努力していきます。

2015年4月より、登録定員を29名に増やしました。経営については、利用者登録を計画的、安定的登録に結びつくとりくみが必要です。働く職員の仕事保障や将来の展望を切り開くためにも、26人/月以上の利用者登録、収入は月平均630万円の収入をめざします。

また、隣接する「みんなの家だんだん」のスタッフとななくさスタッフとが連携して運営に当たります。

(2) 「みんなの家かるがも」のとりくみ

かるがもは、岡山市の南区在住の「友の会」メンバーから要請され、2010年4月1日に開設し6年が経過しました。岡山市への更新申請も無事提出し、認証されました。

開設当初は医療生協関係者、友の会関係者などのご紹介で経験者を中心にスタッフも構成することができました。現在は、地元の方々や、介護には未経験の方々も意欲をもって入職されています。介護・医療の経験豊かなスタッフも加わり、より利用者さんに寄り添える体制や運営方針の確立が望まれています。

運営推進会議には、友の会役員、地域包括支援センターのスタッフ、地元町内会長、民生委員の方もご参画いただけるようになりました。地元、浦安本町の住民の皆さんに、ニュースや「かるがもたより」の活用をつうじて、小規模多機能としてのかるがもが、より親しまれる、より頼りになる存在となるように取り組みます。

スタッフの連携と学習に力を注ぎます。家族会の開催、友の会との連携、住民との交流の機会なども含め、地域密着型の施設として発展をめざします。

友の会の活性化をはかり、経営については、22人/月以上の利用登録者、収入は月平均350万円をめざします。

(3) 「みんなの家だんだん」の開設と運営

「みんなの家ななくさ」のサテライトとして「みんなの家だんだん」を2013年7月1日に開設しました。出発当初は、登録定員10名、通い6名、宿泊3名で運営しましたが、2014年1月から定員18名、通い12名、宿泊5名としました。2015年4月からは、通いを9名に変更し、訪問を強化することにしました。

今年度は、16人/月以上の利用者登録、収入は月平均330万円を目標とします。

ななくさと協力して、利用者さんを中心に地域住民に開かれた催しを企画します。また、認知症利用者さんへの理解と具体的対応などにかかわり、特に困難な事例の場合ほど基本的な理念こそが大切だという姿勢が貫かれるための、学習や集団討議を大切にします。

共通の目標をもち、スタッフの連携を強め、引き続き、人権認識を高めあえるような職場づくりを目指します。

(4) 職員の働きがいがある職場作り

事業所の運営の中心は職員の方々です。職員がいきいきと仕事ができる条件作りが利用者を大切する施設につながります。

職員が安心して働ける条件作りをさらに追求します。また、専門職としての役割がさらに発揮できるよう、研修機会の提供、将来の事業所作りへの参画などを重視します。

ななくさ、かるがも、だんだんの管理者、ケアマネなどを対象に経営と運営の在り方学習会、事業所が果たしている役割に確信が持てるような学習会を開催します。

スタッフ一人ひとりが介護の仕事を大切にして、社会的に寄与すること、そのことが介護の仕事への

社会的評価を高めること、利用者さんの生活の向上につながることで、自らの生き方をひろげて充実させることにつながるという意気ごみを寄せあうことができる職場として発展させていきます。

ななくさ、かるがも、だんだんの職員間をはじめ、当会の役員と職員の交流・話し合う場を確立しながら、民主的運営のもと互いに成長が保障される職場をめざします。

毎月、第1月曜日の午前、3つの事業所管理者会議を行います。

毎月、10日までに、3つの事業所の管理者、ケアマネで構成する合同事務局会議を開催します。

そのほか、随時に3つの事業所のケアマネ合同会議、事務担当者合同会議、ななくさ・だんだんのリーダー合同会議なども開催し、法人としての統一性と事業所独自の柔軟性を利用者さんに活かせるように取り組んでいきます。

(5) 事業所と法人の連携について

各事業所がNPO組織の理念を具現化することを目標に取り組むなかで、様々な課題が発生します。課題を前向きにとらえて事業所の前進、地域の福祉力と自治能力の向上、制度の前進的な改革などに結びつけます。

そのためにも、

- ①事業所経営理念の遂行と経営財務に責任を負い経営の中軸となる管理職集団の形成、
- ②職員が共通の理念に照らして対等に意思疎通ができる体制の確保、
- ③利用者、家族の要求などが主張しやすい運営体制、
- ④事業所職場から発する諸問題について適宜相談し合うことができる法人の体制、などをめざします。

(6) 持続し展望を見据えた経営のために

ななくさ、かるがも、だんだん、3つの事業所を開設・運営するうえで、一般財団法人・岡山県民主教育研究会などの団体・個人から原資を借りうけています。契約に基づき返金していくことがまず求められます。また、施設・設備のメンテナンスや更新、新たな福祉事業の展開なども想定して、自己資金を確保していくことは、利用者さんの立場に立ったうえでも経営上欠かせないことです。

営利自体を追求することが事業目的ではありませんが、剰余金を生み出すことは、働く人々の安心を確保することであり、さらにひろがる利用者さんたちの潜在的な福祉要求を掘り起こし、地域の福祉力を組織して積極的な活動を展開する基盤づくりとなります。公的制度ではない、住民の諸要求を事業化していくうえでもこの保証があつてこそ着手・実現できるものと自覚して、経営にあたっていきます。

(7) 報酬をうけとる役員について

報酬をうけとる役員として、2015年度は田中金一、吉岡昇の各理事を充てます。報酬は年額3,723,000円、4,872,000円、その期間は2016年6月から2017年5月とします。2名は、NPO法人地域人権みんなの会、小規模多機能型居宅介護事業所「みんなの家ななくさ」、「みんなの家かるがも」、「みんなの家だんだん」の発展を企画し実施する任務にあたります。

3、県民を対象とした学習懇談会などの開催について

(1) 「人権を考える学習集会」

今年度は、学習集会を12月10日(土)に、岡山市内で開催します。

医療・介護現場の実態、患者・利用者さんたち、働く人々、そして事業所経営などがどのようになっているのか、人権の課題として位置づけて開催します。

規模は100人とし、岡山市の人権啓発推進補助金事業として取り組みます。

(2) 地域人権問題研究集会など

岡山県地域人権問題研究集会2017、は2017年2月4日(土)に開催されます。NPO法人地域人権みんなの

会も実行委員会に加入し、「人権」、「地域」の分科会などで取り組みの成果が発揮できるように奮闘します。

また、地域人権問題全国研究集会は、2016年10月29日、30日に埼玉県おおみや市で開催されます。全国高齢者大会は8月29、30日に東京都内で開催されます。「社会保障と税の一体改革関連法」の成立のもとで社会福祉の切り捨てがさらに進んでいます。これらに対峙していくためにも、上記の学習会や集会に積極的に対応します。

(3) その他

「民医連」をはじめ、医療・介護の実践を通じて人権確立をめざす諸団体が提起する学習会にも積極的に対応します。子育て世代の要求を人権の視点からとらえる課題の一つとして、「保育所、幼稚園、子ども園」にかかわる学習会などを検討します。

県内で惹起している人権課題、例えば岡山短期大学の山口雪子准教授への不当な授業外し・研究室明け渡し命令の撤回を求めた裁判を支える活動などにも積極的に取り組んでいきます。

3、広報・宣伝・学習・研究活動

地域住民・市民の観点から人権を考える観点での広報・宣伝活動は極めて大切になっています。住民の民主的地域づくりのとりくみや介護と事業所の社会的認知を高めていくとりくみ、社会保障を充実させる諸活動などにも積極的に参加し、非営利共同のとりくみを重視します。

一般財団法人岡山県民主教育研究会と共同して、「人権」や「地域」にかかわる研究書籍を発行し普及します。「地域人権だより」を適宜発行します。会員内外からの投稿もいただき内容を充実させます。NPO法人地域人権みんなの会のブログを活用し、公開の原則にも対応していきます。

将来にわたり安定的な事業展開を展望する上での法人のあり方の研究を具体的にすすめます。また、それぞれの事業所の内容、地域密着で成果を上げているとりくみなどを広く市民に広げていきます。

4、会員の拡大

諸活動を積極的に展開させるなかで会員拡大をめざします。NPOの意義と当会の目的を多くの人に理解をえる独自のとりくみも必要です。

学習活動、事業活動などに会員外の人々の参加、協力を訴え、そのとりくみを通じて入会を働きかけます。また、専門家の方々に直接入会の呼び掛け活動を展開します。

個人会費は、月額250円です。70歳以上の方、障害者の方などは月額100円とします。

5、運営について

- ① 理事会はすくなくとも4ヶ月に一度開催することをめざします。
- ② 個別分野にかかわる計画づくりの会議は随時開催します。
- ③ 「NPO・地域人権だより」は年4回程度発行します。
- ④ ななくさ、かるがも、だんだんの運営にかかわるとりくみや諸会議に積極的に参画します。
- ⑤ 県内の人権課題に積極的に接近し、特に福祉の向上をめざすとりくみのために奮闘します。
- ⑥ 東日本大震災、熊本地震、原発被害を受けている人々への支援を引き続き行います。
- ⑦ 民医連加盟事業所としての発展、商工会議所加入を検討し、安定性、将来性を確立します。

第4号議案 2016年度予算・案

2016年度特定非営利活動に係る事業会計収支予算書

2016年 4月 1日 から 2017年 3月31日まで

特定非営利活動法人
地域人権みんなの会

科 目	金 額 (単位:円)		備 考
I 収入の部			
1 財産運用収入		0	
2 会費収入			
・正会員会費	120,000		
・団体賛助会費	72,000	192,000	6団体
3 事業収入			
・人権問題講演会	50,000		
・ホームヘルパー養成講座	0		
・小規模多機能型居宅介護事業所事業	157,200,000	157,250,000	な7560万円、か4200万円、だ3960万円
4 寄付金収入	2,010,000	2,010,000	
5 雑収入	1,020,000	1,020,000	キャリアアップ助成金等
6 事業補助金	150,000	150,000	人権学習への園山市助成 150000
当期収入合計(A)		160,622,000	
前期繰越収支差額	29,128,755	29,128,755	
収入合計(B)		189,750,755	
II 支出の部			
1 事業費			
・学習研修費	300,000		
・研究調査費	500,000		
・人権問題相談会	0		
・機関紙発行費	45,000		
・事業開設費			
・小規模多機能型居宅介護事業所事業	151,200,000	152,045,000	
2 管理費			
・役員報酬	0		
・退職金	0		
・臨時雇賃金	50,000		
・福利厚生費	300,000		
・会議費	150,000		
・旅費交通費	400,000		
・通信運搬費	100,000		
・消耗品費	50,000		
・印刷製本費	100,000		
・光熱水道費	10,000		
・備品費	300,000		
・保険料			
・租税公課	1,200,000		
・雑費	50,000	2,710,000	
3 予備費	0		
当期支出合計(C)		154,755,000	
当期収支差額(A)-(C)		5,867,000	
次期繰越収支差額(B)-(C)		34,995,755	

【資料 I】

2015年12月13日

岡山県県民生活部人権施策推進課啓発推進班御中
FAX：086-234-5924

岡山市北区下伊福西町1-53
NPO法人地域人権みんなの会
会長 中島純男

第4次岡山県人権政策推進指針（素案）へのパブリックコメント

貴職が岡山県人権政策推進指針の見直しにあたり、素案を公表し、県民からの意見を求められる姿勢を示されていますことに敬意を表します。

県民の人権を保障・確立させることを願って意見を提出します。

貴職の誠意ある対応をお願いいたします。

1、全体にかかわることについて

(1) 「岡山県人権政策推進指針」は2001（平成13）年3月に策定され、改定されながら15年近くが経過しますが、その間に、この「岡山県人権政策推進指針」が果たしてきたことの総括がなされていません。第4次案を答申する以前に、県としてまた「審議会」としてその見解がまず必要だと思います。今からでもその点で審議会として、もしくは行政としてのまとめをつくって、公表していただきたいと思います。

(2) 岡山県人権政策審議会の委員発言にも「県としての考え方」を強調されている方々も見受けられ、論議の展開を期待していましたが、今回の第4次・素案は、第3次の焼き直しという範疇の域から脱していません。それには、改定に対しての論議時間が不足していること、原案が行政担当者だけの事務局から提案されることなどの課題があると思います。一度作った枠組みを、元から作り直すには相当の力量が必要と思います。ぜひ、次回からは、フレームと内容などについて、十分な論議をしていただき、今日の人権課題を的確に把握し課題解決に結び付く道筋を提案できるものにしていただきたいと思います。

(3) 審議会の委員、お一人がこの10月から入れ替わったとききました。どのような経緯を経て、新たな委員さんが選ばれたのか、県民にはまったく理解できません。特に、「人権」にかかわる審議会という点では、民主主義を貫く姿勢が必要だと思います。人権にかかわる諸団体からの選出は見送られている現状であればあるほど、委員選出の透明性と客観性は担保されなければならないと思います。県事務局の姿勢が課題だと思います。ぜひ、審議会としても自らの組織そのものの在り方として検討していただきたいと思います。

2、第1章 背景 について

(1) 1の「指針策定の背景」について

日本国憲法の11条、13条、14条が冒頭に紹介されています。それは、第1次、第2次指針で記載され、第3次で割愛されたのち、第4次・案で復活したものです。その点では、今日的人権課題と日本国憲法の関連性を重要視されたものとして評価したいと思います。

しかし、具体的には平等権の範疇での記述内容に重きを置くことになり、それは「私人間」問題に偏重していく流れとなります。かつてのハンセン病患者や元患者の人たちを地域から施設に追いやり隔離した元凶が国

と岡山県を含めた自治体であったこと想起すれば、「県行政が決して県民の人権を侵害しない」という立場がきわめて大切ですが、その観点は指針素案からは見て取れません。

ぜひ、第1章背景、には憲法のもつ基本的人権の保障の核心とこの指針との関連を明確にされた内容を記述してください。

(2) 2の「人権をめぐる国内外の取組」について

③の県の取り組みについてのなかで、「意識調査」を実施していった記述があります。その設問と回答には、分野別課題としている人権問題の質問、「どういうことが起きていると思うか」と、列挙した現象を選択していき、その選択回答数の多寡で問題を捉えようとする傾向があります。

行政啓発などで、何々の分野での課題にはこんなことがあります、と強調すればするほど、県民意識はそこに誘導されます。今行っている意識調査にはそういうことが伴っていると考えていただき、調査そのものは、実態を示されるものに変更されることをお願いします。

今回の指針素案においても、意識調査をもとにした内容は再吟味していただき、記述を整理してください。

3、第2章 基本的な考え方 について

(1) 基本理念

この見出しだけ 余分なもの、「共生社会・・・」が加えられています。共生を強調したいのですが整合性がありません。削除してください。

また、背景第1章で記述された憲法の条文が活かされていません。ゴチックで書かれている内容も、人権の一部だけにうつります。自由権、平等権、幸福追求の権利、社会権にもとづく記述に整理された方が人権全般をわかりやすく正確にあらわすと思います。ぜひ、書き直してください。

4、第3章 施策の推進方策 について

(1) 人権尊重の視点に立った行政

職員に対しての自覚を求める内容ですが、「人権に十分配慮して」という記述の仕方に端的にみられるように、いかにも「差別問題として指摘されないように配慮して」というレベルとしか受け止められません。職員に求められているのは、県民の人権課題はどこにどのようになり、いかにして解決を図るのかという視点を持ち、全体の課題としてまとめ政策化していく姿勢が大事だと思います。職員研修もこれまでにどのような成果があり、課題があったのかも示さないようでは空虚な記述にしか映りません。きちんと整理して書き直しをしてください。

また、県行政の責任ある人たちと職員全体を一緒にすることは無理があります。まずは、トップの位置を占める人たちの「人権の視点に立った」姿勢を明確にすべきではないかと思います。この点、追記してください。

5、第4章 課題別施策の推進 について

(1) 課題別に「同和問題」をいれることについて

課題別の課題名は、女性、子ども、高齢者、障害のある人などと、ほとんどの場合、人を対象とされています。では同和問題とは何をさしているのでしょうか。その提起で言うならば「同和のひと」をイメージしてしまいます。今や「同和関係者」と特定することはできません。もし特定しようとするれば、そのこと自体が人権侵害という時代を迎えています。そういう認識を持って、再度課題別を整理してください。同和問題をあえて課題別に入れるとすれば、「様々な人権をめぐる問題」の中のひとつで良いと思います。ぜひ、整理してください。

(2) 障害のある人 について

つい最近、10月下旬、岡山市内の「福祉交流プラザ」（隣保館）で車椅子の重度障害者の人が館への入場を拒否される問題が惹起しました。エレベーターや障害者トイレもない館が、人権、福祉、コミュニティを謳っ

ている現状が引き起こしたものと思っています。

「心のバリアフリー」よりも、公共施設そのものからバリアーをなくすという姿勢をまず示していただきたいと思ひます。

考え方を広めるという前に、生活環境そのものをまずバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化するという内容に変更していただきたいと思ひます。

(3) 同和問題 について

本来は(1)に述べたとおりですが、課題別に同和問題を記述されるとしても以下の点に留意してください。

①現状と課題は、ほぼ第3次指針と変わらず、50年前の同和对策審議会答申を持ち出して、基本的に解決にきていている到達点をきちんと記述しないなど、現状を正しくとらえる視点を軽視しています。解決の到達点を正確に示してください。

②部落問題が基本的に社会問題としては解決している到達度を無視し、前時代的な部落問題の課題が大きく残存しているとしての前提で行ったアンケートの県民意識調査結果は、誘導的と言われても仕方ないものと思ひます。これをもとに、現状と課題、を提起することはやめていただきたいと思ひます。

③啓発の推進のなかに、渋染一揆現地研修など取り入れています、それは踏み込みすぎです。渋染一揆自体が江戸時代末期の農民一揆の一形態であり、その時代の情勢などを背景にすればこそその歴史的事象・事件ですから、その時代全体を通して歴史として学ぶことが保障される条件で取り扱うべきものです。

ここに一つだけ取り入れること自体が問題です。再考してください。

④えせ同和行為は許されるものではない、と考えます。最近、「えせ人権行為」というようになっているとも聞かれています。同和問題の項で扱うよりも、「人権をバックに圧力をかける」行為自体の排除についての記述に変更すべきだと思ひます。様々な人権、の課題に変更してください

(4) 課題別に載せられていない課題について

今一番深刻な労働者の人権課題について、その記述がされていないことがまず問題だと思ひます。特に、入社時における統一応募形式の本人の能力と適性のみによる選考・採用の徹底、労働者の人権を守るべき法規の具体的適用などの記載が期待されます。

第3章の施策の推進方策、企業等における啓発・教育として、パワハラなどの課題に言及していますが、企業と協働という立場の内容となっています。労働者のたちば、視点から人権課題を掘り下げた内容を、項におこして記述してください。

以上、意見を提出します。よろしくご検討くださるよう、重ねてお願いいたします。

【資料Ⅱ】

岡山市介護予防・日常生活支援総合事業 (事業実施に関する指針) (案) に対する意見書

2016年3月9日

住 所 岡山市北区下伊福西町1-53

氏 名 NPO 法人 地域人権みんなの会

意 見

私たちは2006年度から小規模多機能型居宅介護事業所を開設して岡山市の福祉・介護の分野で市民に貢献できればと活動を続けてきました。

2016年2月段階で、3つの小規模多機能ホームで66名が登録されています。そのうち、要支援Ⅰと要支援Ⅱの方は14名おられます。その方々の日常の在宅生活を現実のみで支援している者からして、その重度化を防ぐためには、専門的な総合力が必要だと感じています。

まずはケアマネが作成する介護計画が大切です。そしての計画に基づき、漫然かつ画一的な支援にならないよう、介護士や看護師などの専門家が力を合わせ、個々人の置かれている状況を確認したうえでチームケアがととても大切になっています。

それは、通所介護、訪問介護にあっても同じだと思います。

今回の「日常生活支援総合事業」では、「通所」と「訪問」の介護サービスが対象とされていますが、その流れが強まると小規模多機能型居宅介護にかかわっても同じような対応にされていくのではないかと危惧しています。

事業所を運営していて感じるのは、介護度の認定では、要支援Ⅰ、Ⅱから要介護Ⅰ、Ⅱに変わることや、反対に要介護から要支援のレベルに変更になる場合も頻繁に起きているということです。この人たちの対応はどうなるのでしょうか。また、区分変更申請をされた人たちの、その結果が出るまでの対応はどうなるのでしょうか。そういう新たな心配事も惹起してきます。

これまで通り要支援者のみなさんにも介護保険での「介護予防サービス」が引き続き用意されることがそういう矛盾と危惧をなくすことだと思います。

「介護予防・日常生活支援総合事業」は、利用者の状態・意向を市町村が判断し、介護保険から除外されたサービスになるということは、ボランティアの人たち大きな負担が強いられるのではないかと心配になります。

高齢者一人ひとりが自らの意思で自己実現をはたしていくというかけがえのない人権を守るためにも、「介護サービスの低下」につながるような施策にならないように全力を注いでいただきたいと思います。